## 許認可業種一覧表 (金融・保険業以外)

業種	許可等	根拠法	有効期間	処分権者	
食料品製造業	許可	食品衛生法55条		都道府県知事(市長または区長)	
食料品販売業	許可	食品衛生法55条	5年をくだらない期間	都道府県知事(市長または区長)	
飲食店	許可	食品衛生法55条	(注1)	都道府県知事(市長または区長)	
建設業	許可	建設業法3条	5年	国土交通大臣または都道府県知事	
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法4条	_	国土交通大臣 (地方運輸局長)	
一般貸切旅客自動車運送事業	許可	道路運送法4条	5年 (注2)	国土交通大臣(地方運輸局長)	
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法43条	_	国土交通大臣(地方運輸局長)	
自家用有價旅客運送事業	登録	道路運送法79条	2年または5年 (注3) (更新時2年または3年 または5年)	国土交通大臣(地方運輸局長)	
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法3条		国土交通大臣 (地方運輸局長)	
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法35条	_	国土交通大臣 (地方運輸局長)	
旅館業	許可	旅館業法3条	_	都道府県知事(市長または区長)	
古物営業	許可	古物営業法3条	_	都道府県公安委員会	
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有 効性および安全性の確保等に 関する法律4条	6年	都道府県知事(市長または区長)	
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有 効性および安全性の確保等に 関する法律12条	5年または 6年 (注4)	厚生労働大臣または都道府県知事	
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有 効性および安全性の確保等に 関する法律13条	5年または 6年 (注5)	厚生労働大臣または都道府県知事	
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関 する法律13条の2の2	5年	厚生労働大臣または都道府県知事	
医療機器·体外診断用医薬品 製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有 効性および安全性の確保等に 関する法律23条の2	5年	厚生労働大臣または都道府県知事	
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有 効性および安全性の確保等に 関する法律23条の2の3	5年	厚生労働大臣または都道府県知事	
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、 有効性および安全性の確保等 に関する法律23条の20	5年	厚生労働大臣または都道府県知事	
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有 効性および安全性の確保等に 関する法律23条の22	5年	厚生労働大臣	
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、 有効性および安全性の確保等 に関する法律24条	6年	都道府県知事(市長または区長)	
高度管理医療機器・特定保守 管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有 効性および安全性の確保等に 関する法律39条	6年	都道府県知事(市長または区長)	

		医薬品、医療機器等の品質、有			
高度管理医療機器・特定保守	許可	対性および安全性の確保等に	6年	都道府県知事(市長または区長)	
管理医療機器賃貸業		関する法律39条	(注6)	都延桁県料事 (円女ま/C(J区女)	
TENER WOLLDAY	≑hrt	医薬品、医療機器等の品質、有	- <i>-</i>		
医療機器修理業	許可	効性および安全性の確保等に	5年	厚生労働大臣または都道府県知事	
		関する法律40条の2			
		医薬品、医療機器等の品質、有			
再生医療等製品販売業	許可	効性および安全性の確保等に	6年	都道府県知事	
		関する法律40条の5			
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関	2年	市町長	
/// ODICIO - 11/C		する法律7条	- 1		
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関 する法律14条	5年	都道府県知事	
			(更新時5年または7年)		
			(注7)		
		廃棄物の処理および清掃に関	5年		
特別管理産業廃棄物処理業	許可		(更新時5年または7年)	都道府県知事	
		する法律14条の4	(注7)		
수하이파바게하고 V <del>수</del> 계한	=h	THE SHOP OF A	3年		
有料職業紹介事業	許可	職業安定法30条	(更新時5年)	厚生労働大臣	
病院、診療所、助産所	許可	医療法7条	_	都道府県知事(市長または区長)	
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法3条	5年	国土交通大臣または都道府県知事	
酒類製造業	免許	酒税法7条	_	税務署長	
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法8条	_	税務署長	
酒類販売業	免許	酒税法9条	_	税務署長	
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法5条		都道府県知事	
37.11至时上77.30巨米	F1 *	液化石油ガスの保安の確保お		and the state of t	
液化石油ガス販売業	登録	よび取引の適正化に関する法		経済産業大臣(経済産業局長)	
		律3条		または都道府県知事	
	許可	労働者派遣事業の適正な運営			
労働者派遣事業		の確保および派遣労働者の保	(更新時5年)	厚生労働大臣	
力則但似是事未		護等に関する法律5条	(注8)	/字王万側八 <b>足</b>	
<del></del>	⊅⇒k		(注8)	Jernylander III /	
家畜商	免許	家畜商法3条	Herri I ( I )	都道府県知事	
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法35条	期限を付すことができる	市町長	
			(概ね2年)		
興行場	許可	興行場法2条	_	都道府県知事(市長または区長)	
浴場業	許可	公衆浴場法2条	_	都道府県知事(市長または区長)	
測量業	登録	測量法55条	5年	国土交通大臣(地方整備局長)	
砂利採取業	登録	砂利採取法3条	_	経済産業大臣(経済産業局長)	
4少个灯木4X来		WANTA O W		または都道府県知事	
松石紫	登録	採石法32条	_	経済産業大臣(経済産業局長)	
採石業		1本日伝る 4米		または都道府県知事	
建築士事務所	登録	建築士法23条	5年	都道府県知事	
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に	5年	経済産業大臣(経済産業局長)	
		関する法律3条		または都道府県知事	
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法78条	_	地方運輸局長	
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関			
		する法律3条		経済産業大臣(経済産業局長)	
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関	_		
	· 母巫水	する法律12条の2		経済産業大臣(経済産業局長)	
	<b>文</b> 炎令王.				
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関	<del></del>	経済産業大臣(経済産業局長)	
		する法律12条の9			

## \*処分権者の()内は、各事業法による権限委任先

- (注1) 令和3年6月1日 (改正法施行目) 時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)による改正前の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号の営業に該当しない営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き当該営業を行うことができる。また、改正法施行日時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて改正前の食品衛生法施行令第35条各号の営業に該当する営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、当該許可の有効期間の満了の日までの間、引き続き当該営業を行うことができる。
- (注2) 既に改正前の道路運送法に基づき一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者については、経過措置により、 改正後の同法に基づく許可を受けたものとみなされ、その場合の最初の更新は平成29年4月1日以降5カ年にわたり順 次行われます。
- (注3) 自家用有償旅客運送事業のうち事業者協力型自家用有償旅客運送に係る登録の有効期限は5年である。
- (注4) 医薬品(体外診断用医療品を除く。) 製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期間は、6年である。
- (注5) 医薬品(体外診断用医療品を除く。) 製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期間は、6年である。
- (注6) 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいう。
- (注7) 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年である。
- (注8) 平成27年9月30日 (改正法施行日) 時点で特定労働者派遣事業を行っている者は、同施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き同事業を行うことができる。

## 許認可業種一覧表(金融・保険業)

業種および具体例	許可等	根拠法	有効期間	主務省
クレジットカード業				
(具体例)		割賦販売法		
・包括信用購入あっせん業者	登録	31条	_	経済産業省
(少額包括信用購入あっせん業者を含む)		(35条の2の3)		
・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録	35条の17の2		
<b>害賦金融業</b>				
(具体例)		割賦販売法		経済産業省
・個別信用購入あっせん業者	登録	35条の3の23	3年	
金融商品取引業				
(具体例)				
•第一種金融商品取引業	登録	金融商品取引法		内閣府
第一種少額電子募集取扱業	登録	29条		と判例が
•第二種金融商品取引業	登録			
第二種少額電子募集取扱業	登録			
投資助言・代理業				
(具体例)	登録	金融商品取引法	_	内閣府
・投資助言・代理業者、証券投資顧問業者		29条		
投資運用業				
(具体例)		金融商品取引法		
・投資運用業者	登録	29条	_	内閣府
適格機関投資家等特例業務	届出	6 3条	_	と判例が
海外投資家等特例業務	届出	63条の9	_	
移行期間特例業務	届出	附則3条の3		
商品先物取引業				経済産業省
(具体例)		商品先物取引法		農林水産省
• 国内商品先物取引業者	許可	190条	6年	辰(N)(至自
商品投資顧問業		商品投資に係る事業の規制		経済産業省
(具体例)		に関する法律		農林水産省
• 商品投資顧問業者	許可	3条	6年	及刊列至自
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業				
(具体例)		商品先物取引法		経済産業省
・特定店頭商品デリバティブ取引業者	届出	349条	_	農林水産省
• 商品先物取引仲介業者	登録	240条の2	6年	
その他の補助的金融業、金融的帯業(資金移動業				
務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を				
行うものに限る。)		資金決済に関する法律		
(具体例)				内閣府
・資金移動業(第一種)	登録	3 7条	_	1 ALHALI 3
・資金移動業(第二種・第三種)	登録	37条	_	
・前払式支払手段発行者(自家型発行者)	届出	5条	_	
・前払式支払手段発行者(第三者型発行者)	登録	7条	_	
金融商品仲介業				
(具体例)				
・金融商品仲介業者	登録	金融商品取引法66条	_	内閣府
・金融サービス仲介業者(ただし、有価証券等	登録	金融サービス提供法	_	
仲介業務を行う者に限る)		1 2条		